

## 南高田公民館規約

(令和3年5月2日)

(名 称)

**第1条** 長野市南高田公民館と称し、事務所を公民館に置く。

(目 的)

**第2条** 公民館は、地域社会発展のため、南高田区・古牧地区住民自治協議会と連携し、社会教育機関として、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する事を目的とする。

(事 業)

**第3条** 公民館は第2条の目的を達成する為、次の事業を行なう。

- ① 講演会、講習会、展示会に関する事
- ② 体育、レクリエーションに関する事
- ③ 図書、記録、資料等を備え利用する事
- ④ 福利厚生、婦人の地位向上をはかる事
- ⑤ 古牧地区住民自治協議会と連携し、公民館部の事業へ参加する事
- ⑥ 各種団体との連絡をはかる事
- ⑦ その他、目的達成に必要な事

(区 域)

**第4条** 公民館の活動区域は南高田区域内（以下区域と称する）を主とし、古牧住民自治協議会の活動地域も入る。

(総務部)

**第5条** 総務部とは定期総会の決定をもって事業執行を決す。

- ① 総務部は第7条の役員をもって構成する。

(組 織)

**第6条** 公民館は2条の目的を達成する為、次の部および実行委員会を置く。

- ① 文化部
- ② 体育部
- ③ ふれあい部
- ④ 実行委員会

各部は部長、副部長、主事、部員をもって構成する。  
必要に応じ部および実行委員会を設ける事が出来る。

(役 員)

**第7条** 公民館に次の役員をおく。

- ① 館 長 1名
- ② 副館長 3名以内
- ③ 総括主事
- ④ 顧 問
- ⑤ 部 長 各部に1名
- ⑥ 副部長 各部に1名
- ⑦ 主 事 各部に2名
- ⑧ スポーツ推進員(古牧地区住民自治協議会公民館部役員) 1名

(役員を選出)

**第8条** 公民館の役員は次によって選出し、次の①・④については、は古牧公民館に報告するものとする。

- ① 館長・副館長及び総括主事は、総会に於いて選出する。
- ② 部長・副部长・主事は各部で選出する。
- ③ 主事に選出された者は次年度、部長・副部长に就任する。
- ④ スポーツ推進員（古牧地区住民自治協議会公民館部役員）は、館長・副館長の協議により選出する。
- ⑤ 各部会の部員は南高田区域内に居住する住民の、各隣組から選出する。
- ⑥ 顧問は総務部部会で決定し、総会にて報告する。（各部前年度部長は原則）

(役員の仕事)

**第9条** 役員の仕事は次のとおりとする。

- ① 館長は公民館を代表し、各部相互の連絡を密にして館務を統括する。
- ② 副館長は館長を補佐し、館長事故あるときはこれを代行する。
- ③ 総括主事は、館長及び副館長を補佐する。
- ④ 部長は部員相互の連絡を密にして部の運営に当たる。
- ⑤ 副部长は部長を補佐して部の運営にあたり、会計を担当する。
- ⑥ 主事は各部の円滑な運営に向けて部長に協力する。
- ⑦ 顧問は公民館活動に協力し、助言をする。

(会計監事)

**第10条**

- ① 会計監事2名を南高田区長・副区長があたり、館長がこれを委嘱する。
- ② 会計監事は毎年度の会計監査を行い、結果を総会にて報告する。

(役員の仕事)

**第11条** 館長・副館長の任期は各1年とする。また、他の役員の仕事および運営審議会委員の任期は1年とする。

ただし再選は妨げない。補欠による役員の仕事は前任者の残存期間とする

(会議)

**第12条** 公民館の会議は、総会、運営審議会、総務部会、全体会議、各部会とする。

- ① 総会は年1回開催し、必要に応じ臨時に開催する事が出来る。
- ② 総務部部会は、館長・副館長・総括主事・各正副部长・各主事で構成し、必要に応じ開催する。
- ③ 全体会議は必要に応じ館長がこれを招集する。
- ④ 各部会は必要に応じ部長がこれを招集する。
- ⑤ 運営審議会は、必要に応じ、館長が招集する。

(総会・臨時総会)

**第13条** 本会総会は最高議決機関であって総務部全員各部会部員をもって構成する。

- ① 総会は、毎年度終了後速やかに館長がこれを招集する。
- ② 臨時総会は、必要が生じた場合に全体会議の議決を経て召集できる。又館長及びその職務を代行する役員がいなるときは、総務部の議決により召集することができる。

- ③ 会議の議長は、出席した構成員の中から選出する。
- ④ 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は出席者の過半数によって決する。可否同数の場合は、議長がこれを決めることとする。
- ⑤ 会議に出席できない構成員は、その権限行使を他の構成員に委託することができる。ただし受任者の特定がない場合は、会議の議長に委任したものとみなす。
- ⑥ やむを得ない理由のため総会に出席できない構成員のうち、第13条⑤の委託を行った者は、総会に出席したものとみなす。
- ⑦ 国等により「緊急事態宣言」が発令された場合、「公民館三役」の協議により総会開催が部員の健康を著しく損なわれると判断した場合は総会に代わり「書面決議」を行うことができる。

(運営審議会)

**第14条** 公民館に運営審議会を置くことができる。

- ① 運営審議会は館長の諮問に応じ、公民館事業の企画運営に対し、調査審議の任にあたる。
- ② 運営審議会委員の選出は、社会教育団体の代表者と区の行政関係者および住民各層の代表者ならびに学識経験者などから総務部が推薦し、館長が委嘱する。

(会計)

**第15条** 公民館の経費は、区及び古牧住民自治協議会からの交付金、助成金、その他の収入をあてる。

**第16条** 公民館の事業計画、事業報告、予算、決算は総務部で確認し、総会に提出するものとする。

**第17条** 公民館の会計年度は3月21日から翌年の3月20日とする。

**第18条** 公民館の規約の改正は、総会の議決によるものとする。

附 則 ●この規約は昭和48年4月7日に制定した。(1973年)

昭和50年5月17日 改正(1975年)

平成15年5月10日 改正(2003年)

平成16年5月1日 改正(2004年)

平成18年4月8日 改正(2006年)

平成25年4月6日 改正(2013年)

平成27年4月4日 改正(2015年)

平成28年4月2日 改正(2016年)

平成29年4月1日 改正(2017年)

平成30年4月7日 改正(2018年)

平成31年4月6日 改正(2019年)

令和2年4月12日 改正(2020年)

令和3年5月2日 改正(2021年)

11条の任期は2年とあるが1年に改める・13条に⑥⑦を追加

●やむを得ず規約に添えない場合は、館長の裁量でこれを執り行う。

